

質問		回答	
1	各業務にかかる見積金額の上限等はあるか	下記のとおりとする	
		(1) 協議会が行う厚保くりの持続的な生産体制の構築に対する企画運営	上限額 1,992千円
		(2) 協議会が行う厚保くり生産者所得の向上施策に対する企画運営	上限額 3,520千円
		(3) 協議会が行う厚保くりの加工品開発事業に対する企画運営	上限額 1,080千円
		(4) 協議会事務局が行う事務業務の支援を行うこと	上限額 2,569千円
		(5) その他厚保くりの生産量や価格の向上に資する事業	